○国土交通省告示第十六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十二月十八日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　株式会社河南安全自動車学校
二　主たる事務所の所在地
　宮城県石巻市鹿又曽波ノ神前百十八の一
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第十七号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十二月十八日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　株式会社大佐和自動車教習所
二　主たる事務所の所在地
　千葉県富津市千種新田八十八番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第十八号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十二月十八日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　株式会社河南安全自動車学校
二　主たる事務所の所在地
　宮城県石巻市鹿又曽波ノ神前百十八の一
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第十九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十二月十八日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
　株式会社大佐和自動車教習所
二　主たる事務所の所在地
　千葉県富津市千種新田八十八番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第二十号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十七年十二月十八日に認定したので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習
　1　名称
　　有限会社北海道アロー運輸
　2　主たる事務所の所在地
　　北海道札幌市白石区川北二千二百四十八番十三号
　3　講習の種類
　　基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
　1　名称
　　有限会社北海道アロー運輸
　2　主たる事務所の所在地
　　北海道札幌市白石区川北二千二百四十八番十三号
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
　1　名称
　　有限会社北海道アロー運輸
　2　主たる事務所の所在地
　　北海道札幌市白石区川北二千二百四十八番十三号
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
　1　名称
　　有限会社北海道アロー運輸
　2　主たる事務所の所在地
　　北海道札幌市白石区川北二千二百四十八番十三号
　3　講習の種類
　　基礎講習

○国土交通省告示第二十一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十七年十二月十八日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
　1　名称
　　有限会社北海道アロー運輸
　2　主たる事務所の所在地
　　北海道札幌市白石区川北二千二百四十八番十三号
　3　講習の種類
　　基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
　1　名称
　　有限会社北海道アロー運輸
　2　主たる事務所の所在地
　　北海道札幌市白石区川北二千二百四十八番十三号
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
　1　名称
　　有限会社北海道アロー運輸
　2　主たる事務所の所在地
　　北海道札幌市白石区川北二千二百四十八番十三号
　3　講習の種類
　　基礎講習及び一般講習